



伊勢崎市 景観計画

-概要版-



平成24年11月 改定版



伊勢崎市

伊勢崎市景観計画は、景観法第8条に規定されている「景観計画」（良好な景観の形成に関する計画）として策定されたものです。また、これは景観行政団体の伊勢崎市、市民、事業者の協働による「景観まちづくり」を進めていくための基本的な計画になります。

1. 景観計画の区域

(法第8条第2項第1号関係)

景観計画区域は、伊勢崎市全域（139.33km²）とします。

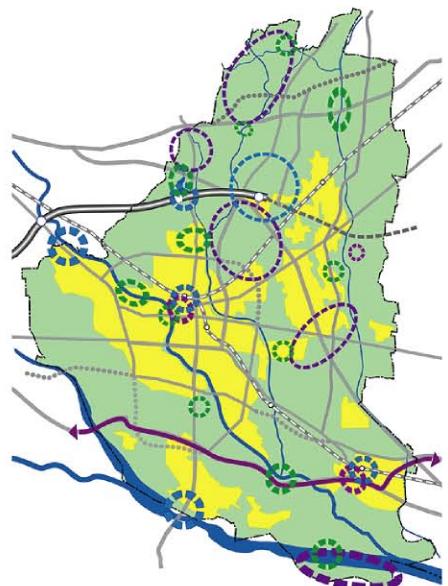
2. 良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第3項関係)

豊かな景観資源を保全・活用し、20万人市民がいきいきと住み続けられる「県央都市」としての景観まちづくりを目指します。

目 標

上毛三山の眺望と豊かな水・緑を活かした定住文化都市・いせさき



共通方針

山並みと水と緑の美しい風景を守り、歴史と文化を継承し、居心地の良い生活空間を創造します。

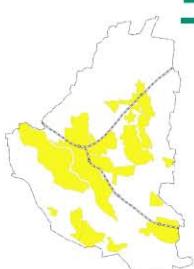
構造別方針

市の景観を形成する重要な要素を土地利用（面）、軸（線）、拠点（点）に整理して方針を設定しました。

土地利用① 市街地景観

《方針》

- 生活の基本空間である住宅地や、商業・工業の産業系等、利用特性に応じて誘導します。
- 駅周辺などについては人のにぎわう場所にふさわしい景観形成を図ります。



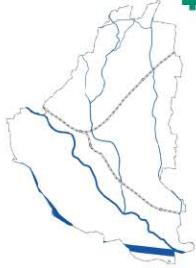
土地利用② 田園景観

《方針》

- 農地や水路などの適切な維持によりゆとりと潤いが感じられる風景要素を保全します。



軸① 河川の景観軸



《方針》

- 利根川、広瀬川、粕川、早川の沿川空間について、人々が水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観形成を図ります。現在進められている遊歩道等の整備を推進するとともに、水と緑の軸としての広がりのある眺望の確保や、水質そのものの維持・向上などにより、河川の景観軸としての魅力を高めます。

軸② 歴史と文化の景観軸

《方針》

- 歴史を今に伝える旧道、沿道建物などの景観や遊歩道の整備などにより回遊性を高めます。また、かつて人々の生活の中心となっていたこれら旧道などについて「歴史と文化の景観軸」に位置づけ、これまでの取り組みや地域のまちづくりの熟度に応じて、歴史・文化の風情を継承する沿道の景観形成を図ります。



軸③ 骨格道路景観軸



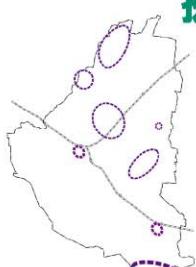
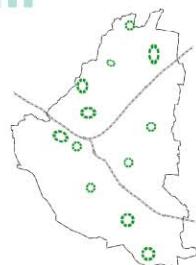
《方針》

- 市内を通る国道、環状道路など主要な幹線道路について、沿道の土地利用誘導や山々への眺望を確保した景観形成を図るとともに、安全で快適な通行に配慮した道路づくりの工夫と、沿道景観の向上に努めます。

拠点① 水と緑の景観拠点

《方針》

- 市民の憩いと交流、潤いを与える大規模な公園・池沼や河川と道路の交点（橋詰）について、緑や水辺が織り成す眺望を活かした、人々の交流・休養の場づくりを行います。



拠点② 歴史と文化の景観拠点

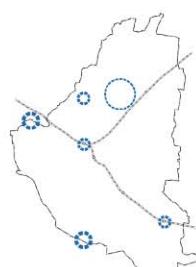
《方針》

- 各地域の歴史や文化を伝える建造物や街なみなど、身近な歴史・文化系景観資源を新たに発掘・評価しながら、景観まちづくりの資源としての活用を検討します。また、歴史・文化系景観資源に対する市民の関心を高めます。

拠点③ 交通の景観拠点

《方針》

- 市内外の人々が行き交う幹線道路の市境界については、市の玄関口となる都市景観の形成に取り組むとともに、眺望点としての立地を活かし、個性と潤いある景観形成を図ります。車利用の玄関口として利用者も多い伊勢崎インターチェンジ周辺の恵まれた田園環境や山々への眺望が自然的景観を印象付けており、長大な広告物や無秩序な土地利用を防止します。また、今後整備される波志江パークイングエリア周辺や高速道路整備工事をふまえたその周辺の沿道景観の誘導に配慮します。



地域別方針

地域特性を活かした取り組みの方向性を示すため、7つの地域に整理して方針を設定しました。



①北部地域

《方針》

- まとまった農地や集落地を活かした豊かな田園風景と、山並みの眺望を保全します。
- 早川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 工業地や幹線道路の沿道について、田園風景との調和を誘導します。
- 50号バイパスの整備に伴う沿道景観を誘導します。
- 赤堀茶臼山古墳やその周辺の丘陵地帯の歴史・文化的な景観を保全します。

②北中部地域

《方針》

- 田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 粕川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 集積する遺跡群など、歴史・文化系景観資源を保全、活用します。
- 合併記念公園としての波志江沼環境ふれあい公園の整備や、新市の玄関口としての波志江パーキングエリアの開設に伴い新たな景観形成に努めます。



③東部地域

《方針》

- 田園風景の保全と、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 早川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 北関東自動車道整備に伴う沿道の景観を誘導します。
- 点在する歴史・文化系景観資源や、水辺を活かした景観の形成を図ります。



④中央地域

《方針》

- 伊勢崎駅周辺は、にぎわいのある新たな市の顔づくりと伊勢崎の歴史や文化のたたずまいが調和したまちづくりに努めます。
- 広瀬川、粕川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 西部幹線沿道および伊勢崎駅周辺においては、市の玄関口にふさわしい景観を誘導します。



⑤南西部地域

《方針》

- 豊かな田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 利根川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 日光例幣使道沿道の景観形成について検討します。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。



⑥南部地域

《方針》

- 豊かな田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 利根川、広瀬川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 日光例幣使道沿道の景観形成について検討します。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 上毛三山の山並みや河川景観との調和が図られた坂東大橋石山線沿道の景観を整え、市、県の玄関口としての景観づくりを進めます。



⑦南東部地域

《方針》

- 田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 利根川、広瀬川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 日光例幣使道沿道の景観形成について検討します。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 蚕業に関わる産業遺構など歴史・文化系景観資源の発掘と活用に努めます。



3. 行為の制限に関する事項

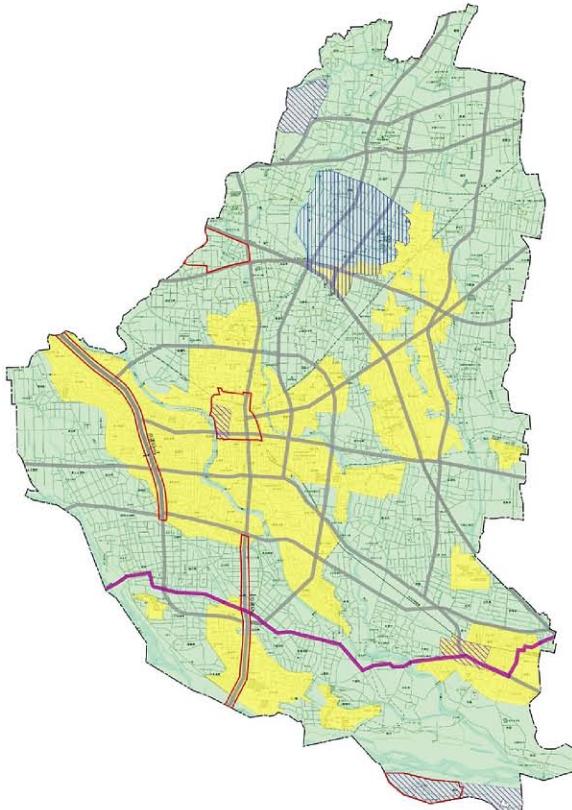
(法第8条第2項第2号関係)

「良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、これを実現するために、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、その行為の制限を定めます。

景観計画図

| 行為の制限に関する凡例 | |
|-----------------------------------|--|
| 市街地景観に関する制限 (面積約 3,907.1ha) | |
| 田園景観に関する制限 (面積約 10,025.9ha) | |
| 歴史と文化の景観軸に関する制限 (面積約 62.3ha) | |
| 骨格道路景観軸に関する制限 (面積約 841.3ha) | |
| 歴史と文化の景観拠点に関する制限 (面積約 270.1ha) | |
| 交通の景観拠点に関する制限 (面積約 458.3ha) | |
| 景観重点区域に関する制限 (面積約 353.3ha) | |

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです



行為の制限に関する事項一覧

| 記述内容 | 構造区分 | 土地利用 | | 地図 |
|--------------------|--|-----------|-------------|-----|
| | | 市街地 農地 | 田園景観 | |
| 建物物 工作物の 建設等 | 地帯南辺の鳥瞰の状況を把握し、地域全体として隣接地との連携となるよう努める 丘陵地・屋敷地、山並みを保護し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の旧田原町に調和するよう努める 長大な壁面を避け、空を背景とした山や湖底等の輪郭線（スカライン）に与える影響を緩和する 商業施設の低層部については、明るく振わいのあるデザインとする 駐車場、駐輪場、ごみ置き場等の付属施設は、連絡物や馬込の街並みに配慮する 大規模な建築物は、通路からできるだけ後退する | ○ | | ○ ○ |
| 建築物・工作物の建設等 | 外壁等は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する 自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材と共に適応する色調を基調とする 壁面等に配慮し、周辺の歴史・文化系景観源に調和した色彩や素材とする 屋根については、落ち着いた低彩度色を基調とする 建築業の地色を活かした色彩とし、周囲の広告物・共通性のある配色やデザインに配慮する 自然素材と共に適応する色調を基調とし、自然と調和したデザインに配慮する 空を背景とした山や湖底等の輪郭線（スカライン）に与える影響を緩和する 構造開口については、赤城山等への眺望景観に配慮する | ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | |
| 屋外広告物 | 生垣による緑化の推進や、柵等を設置する場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行つ 樹等を設置する場合は、歴史的風情を感じる樹・木等とする | ▲ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | |
| 敷地・外構 | 生垣などにより、できるだけ敷地を緑化する 樹種の構成および木類の配置を考慮した植栽を行う 樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮する 敷地南辺の鳥瞰の状況を把握し、地形や植生を活かした開闊を行う | ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | |
| 緑化 | | | | |
| 行為用法 | | | | |

景観重点区域に関する行為の制限

景観形成のモデルとして先導的に景観まちづくりにとりくむ区域とその方向性を定めます。

市内の景観的な特徴を現す一定の範囲や今後5年間程度の間に都市基盤整備など事業実施が予定されている区域としています。

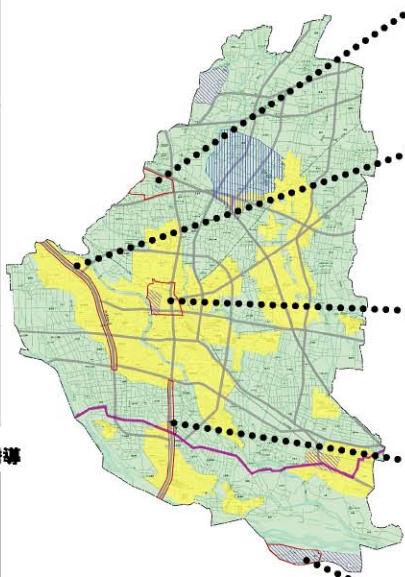
また、将来的に地域住民等、関係者との協議が可能な範囲で合意が得られるものについては、景観地区の指定等を検討します。

都心交流拠点景観重点区域における建築物、工作物に関する誘導

| | |
|-------|---|
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 街並みの連續性に配慮し、周囲と調和する形態・意匠、素材を用いるか、同等の効果が得られる処理を工夫する 歩道に面する建物低層部については厳ついが感じられる工夫を施すようにする 屋外階段、設備等が歩道側に配置される場合は、露出を避けるとともに、建築物本体と同等の素材を極力用いるようにする |
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> 外壁等の基調色については、天空、緑などの「自然」を活かす風合い、商品や街で活動する人々をひきたてるよう低明度・彩度を基本とする ＜避けたほうがよい色＞ 明度7以上の場合、彩度は2を超える色 明度5以上7未満の場合、彩度は3を超える色 明度5未満の場合、彩度は4を超える色 強調色として用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限に留める |
| 敷地・外構 | <ul style="list-style-type: none"> 道路・隣地の距離を確保して、敷地間相互のゆとりをできるだけ確保する。 歩道に接する敷地は、舗装の素材や色調の統一を図るとともに、できるだけ段差の生じない仕上げとする |

広域交流拠点景観重点区域

波志江沼環境ふれあい公園及びその周辺
◆屋外広告物に関する誘導



西部幹線周辺景観重点区域

西部幹線、名和幹線の一部の沿道50m
◆建築物、工作物に関する誘導
◆屋外広告物に関する誘導

都心交流拠点景観重点区域

伊勢崎駅周辺土地区画整理事業地及びその周辺
◆建築物、工作物に関する誘導
◆屋外広告物に関する誘導

坂東大橋石山線周辺景観重点区域

坂東大橋石山線の一部の沿道50m
◆屋外広告物に関する誘導

境島村景観重点区域

境島村の新地地区周辺及び新野新田地区の一部
◆建築物、工作物、開発行為に関する制限及び誘導
◆屋外広告物に関する誘導

西部幹線周辺景観重点区域における建築物、工作物に関する誘導

| | |
|----|---|
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> 外壁等の基調色については、天空、緑などの「自然」を活かす風合い、商品や街で活動する人々をひきたてるよう低明度・彩度を基本とする ＜避けたほうがよい色＞ 明度7以上の場合、彩度は2を超える色 明度5以上7未満の場合、彩度は3を超える色 明度5未満の場合、彩度は4を超える色 強調色として用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限に留める |
|----|---|

境島村景観重点区域

良好な近代養蚕農家建築物群が残る集落地の景観を保全することを目的に、境島村景観重点区域において、以下の設定を行います。

【成り立ち】

本区域は利根川の中流域に位置し、河川改修が行われた大正3年（1914年）までは洪水にたびたび見舞われ、その度に河川の区域や土地の状況が変化し、次第に住居が北岸・南岸へ移転していきました。利根川の洪水が土地の面積を狭小にしたため、集落が接近し、建物が密集するようになりました。



新地地区の航空写真

【景観特性】

●近代養蚕農家建築物群

本区域は、江戸末期から明治中期にかけて蚕種の一大生産地として形成され、明治初年頃には、養蚕農家が境島村の約3分の2を占めるようになりました。

代表的な近代養蚕農家建築物である田島弥平旧宅は、通風を重視した蚕の飼育法「清涼育」を開発した田島弥平が文久3年（1863年）に建築したもので、県内でも最大級のものです。



田島弥平旧宅の外観



田島弥平旧宅の門構え

●良好な集落景観と河川堤防から望む眺望

本区域には、現在多くの近代養蚕農家建築物が残っており、利根川と平行に走る道沿いに屋敷地を構え、ゆとりある集落を形成しています。

また、「かしぐね」と呼ばれる建築物の北面と西面に作る高さ10m近くあるシラカシの生垣や、竹林やケヤキなどの屋敷林は、緑豊かな景観を形づくり、平坦な集落景観にアクセントを与えています。



かしぐね

●歴史・文化系景観資源

寺院、神社、蚕種業に関する顕彰碑、水害防止を祈願した石造物といった、地域の歴史や文化を物語る資源が点在しています。

島村教会（国・登録有形文化財）は、島村に住む蚕種業者がヨーロッパへ蚕種の直輸出へ行った際にキリスト教にふれ、帰国後の明治30年（1897年）に現在の場所に建築されました。



島村教会

【景観形成方針】

●近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観の保全

- ・現存する近代養蚕農家建築物は、本市の重要な景観資源として次代へ継承します。
- ・近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観を保全するとともに、これらと調和する一体的な景観の創出を目指し、屋外広告物や建築物等は周辺の景観に配慮するように、誘導します。

●利根川の河川堤防からの眺望景観を保全

- ・河川堤防からの眺めを重視し、良好な建築物の立地等が行われるように、適切に誘導します。

●歴史・文化系景観資源の保全と活用

- ・点在する寺社、石碑など歴史的な趣を際立たせる身近な歴史・文化系景観資源の発掘と活用に努めます。
- ・外部から訪れた人にとって適切な情報を伝えられるよう案内サイン、各種資源に人々を導く誘導サインの整備を検討します。

【行為の制限】

届出対象行為

| 行為 | 届出対象 | |
|---|--|--|
| 建築物の建築等 (建築物の新築、増築、改築 若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更) | 全ての建築物 ただし、以下のものを除く (1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10 m ² 以下のもの (2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² 以下のもの (3) 改築で、外観の変更を伴わないもの | |
| 工作物の建設等 (工作物の新設、増築、改築 若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更) | ①さく、塀、擁壁の類 ②電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③煙突、排気塔の類 ④高架水槽、冷却塔の類 ⑤鉄筋コンクリート・金属製の柱の類 ⑥電線路又は空中線系(その支持物を含む。) ⑦観覧車等の類の遊戯施設 ⑧アスファルトプラント等の製造施設の類 ⑨自動車車庫専用の立体的施設 ⑩石油等の貯蔵・処理施設 ⑪汚水処理施設等の類 ⑫彫像、記念碑の類 | 高さ 0.6mかつ長さ 2mを超えるもの 高さ(建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする)が 4mを超えるもの 高さ 4m又は築造面積 10 m ² を超えるもの 高さ 4mを超えるもの |
| | ただし、以下のものを除く (1) 高さ(建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計)が 4mを超える新設で、当該行為に係る部分の高さが 1.5m以下のもの (2) 改築又は増築で、高さが当該行為前の高さ以下のもの (3) ①～⑫の建設等で、外観の変更を伴わないもの | |
| 開発行為 | 面積が 500 m ² を超えるもの又は高さ 1.5m、かつ、長さ 10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるもの | |

建築物、工作物、開発行為に関する制限及び誘導

| | |
|--------------|---|
| 高さ | ・高さの最高限度は 10mとする |
| 配置 | ・近代養蚕農家建築物や自然景観を活かす配置とする |
| 形態・意匠 | ・建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、切妻や寄棟などの勾配のある屋根とする(ただし、駐車場は除く) ・近代養蚕農家建築物及び石碑、屋敷林など歴史的な景観資源と調和したものとし、奇抜なものは避ける ・建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更を行なう場合は、落ち着きのあるものとする ・建築物(一戸建ての専用住宅を除く)には、樋を設置しない。但し、一戸建ての専用住宅は、近代養蚕農家建築物の景観を著しく損なわないものとする ・室外機などの設備等は、できるだけ道路や公共の場所から見えないように配置して、必要に応じ格子やルーバーなど囲いを設けるなど工夫する |
| 色彩 | ・近代養蚕農家建築物及び石碑、屋敷林など歴史的な景観資源と調和した色彩や素材とする ・屋根は無彩色又は低彩度色とする ・建築物の外観など大きな面積については、次の色は使用しない 明度 7 以上の場合、彩度は 2 を超える色 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度は 3 を超える色 明度 5 未満の場合、彩度は 4 を超える色 ・強調色として用いる色数はできるだけ少なくし、刺激的な色彩の使用は避ける |
| 敷地・外構 | ・道路又は隣地の建物の外壁との距離を確保して、隣地相互のゆとりをできるだけ確保する ・敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、柵や塀を設ける場合は、できるだけ高さを抑え、周辺景観と調和させる ・できるだけ現存する石垣の保存に努め、新設する場合も、できるだけ石材等の自然素材を用いる |
| 緑化 | ・「かしぐね」など屋敷林ができるだけ保全・活用し、できるだけ敷地を緑化する |
| 開発行為 | ・敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う |

4.屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ関係)

基本事項

屋外広告物については良好な景観を構成する重要な要素と位置付け、市全域において行為の制限を定めます。

制限に関する事項

◆制限に関する事項(1)市全域

共通および個別の許可基準を設け、双方による誘導を行います。

◆制限に関する事項(2)重点区域

伊勢崎市屋外広告物条例により、伊勢崎駅周辺、波志江沼環境ふれあい公園周辺、西部幹線沿道、坂東大橋石山線の一部の沿道等を、景観形成型広告物整備地区等に指定し、一般基準より強化して誘導します。

また、境島村景観重点区域を景観形成型広告物整備地区に指定し、良好な景観の形成を図ります。

◆制限に関する事項(3)禁止地域

伊勢崎市屋外広告物条例により、いせさき市民のもり公園周辺の坂東大橋石山線沿道等、良好な景観の形成を図るために必要と認める地域を禁止地域に指定します。また、境島村及び境平塚の一部区域にある歴史と文化の景観拠点を禁止地域に指定します。

5.景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第4号口関係)

骨格道路景観軸及び河川の景観軸、歴史と文化の景観軸等については、将来の景観重要公共施設の候補とします。また、これら以外の公共施設についても、関係機関等との協議・合意により、隨時、景観重要公共施設として指定を行います。

6.景観重要建造物の指定の方針

(法第8条第2項第3号関係)

歴史・文化的な価値を有し、市民に親しまれている建造物で、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定します。

7.景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第3号関係)

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森等のうち、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定します。

8.景観協議会の設置の方針

(法第15条関係)

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために協議を行う必要があるときは、景観協議会を組織します。なお、景観重要公共施設については、景観協議会を組織し、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行います。

9.附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢崎市の景観をつくるのは伊勢崎市に関わる一人ひとりです！ 皆さま、ぜひともご協力をお願いします。

景観まちづくり等に関するお問い合わせは、こちらまでどうぞ



■お問い合わせ
伊勢崎市役所 都市計画部 都市計画課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410
TEL : 0270-27-2767 FAX : 0270-23-0601
E-mail : tosikei@city.isesaki.lg.jp

ホームページ：伊勢崎市の景観まちづくりの状況や市の取り組みを随時公開しています。ぜひご覧下さい。

<http://www.city.isesaki.lg.jp/>